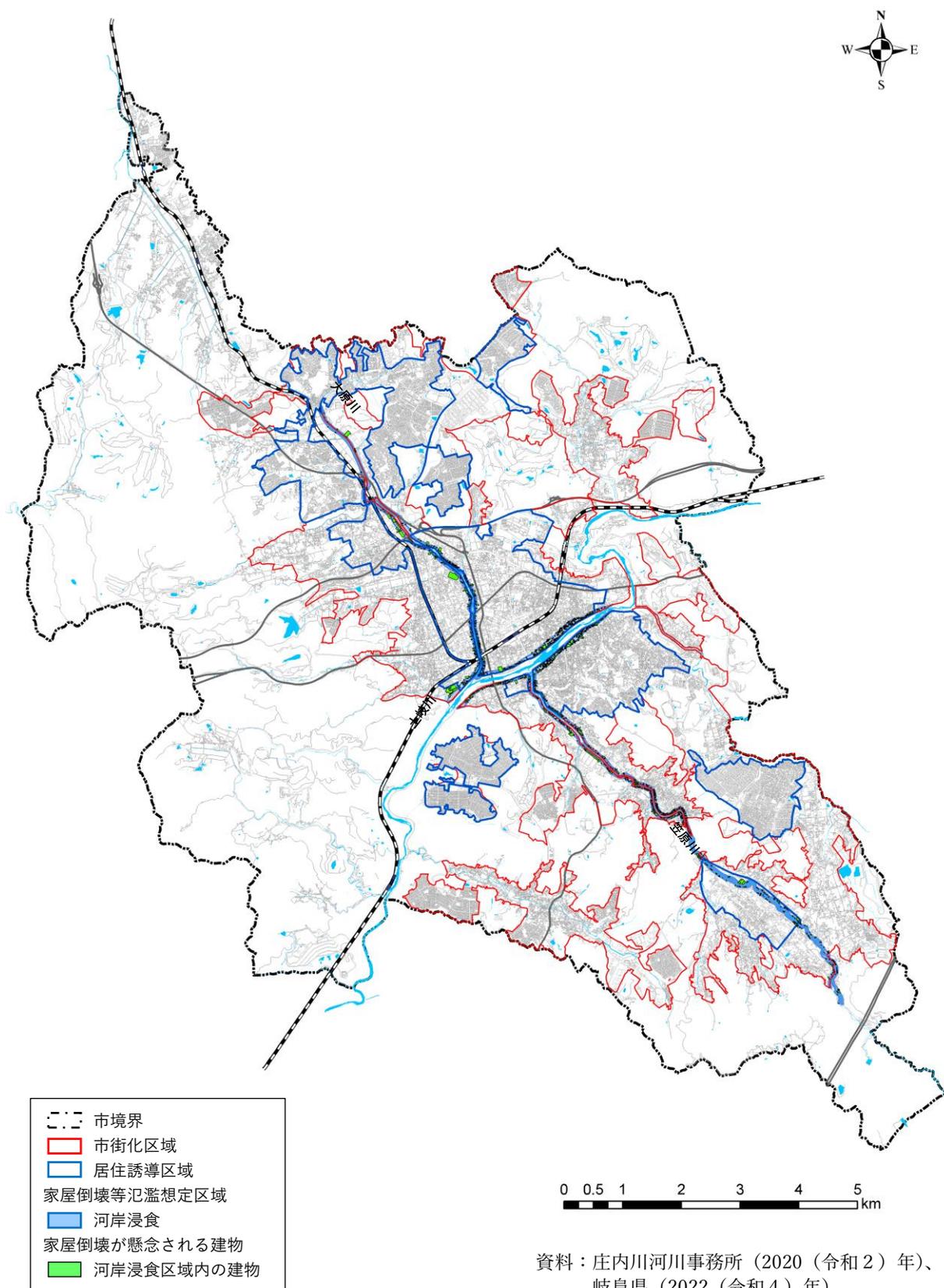
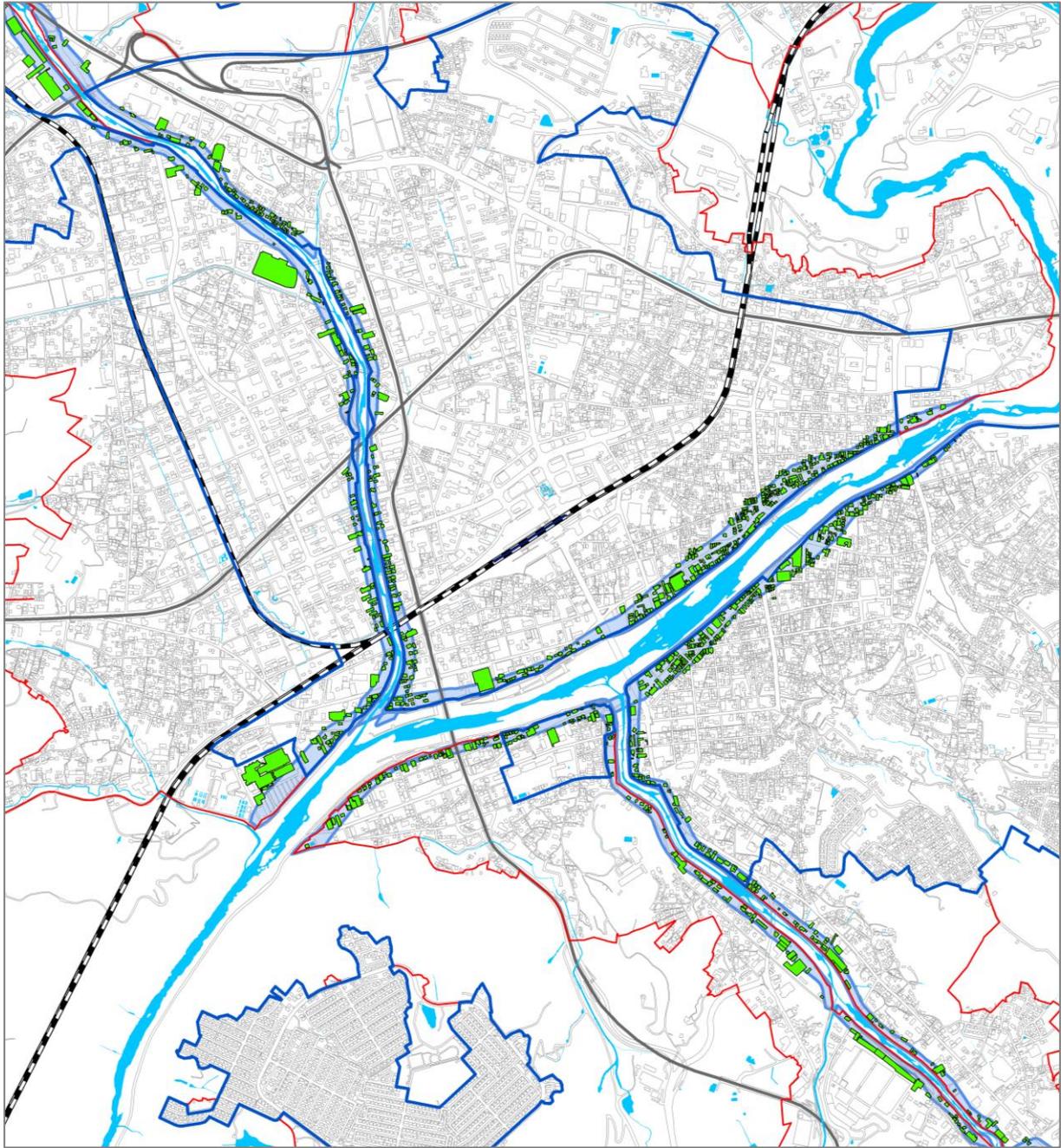


水害 ⑧家屋倒壊の危険性（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（L2）×建物分布）

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）の区域には、957件の建物が立地しています。
- ・居住誘導区域内の状況を見ると、多治見駅周辺地区の土岐川沿い、笠原地区の笠原川沿いに分布しています。



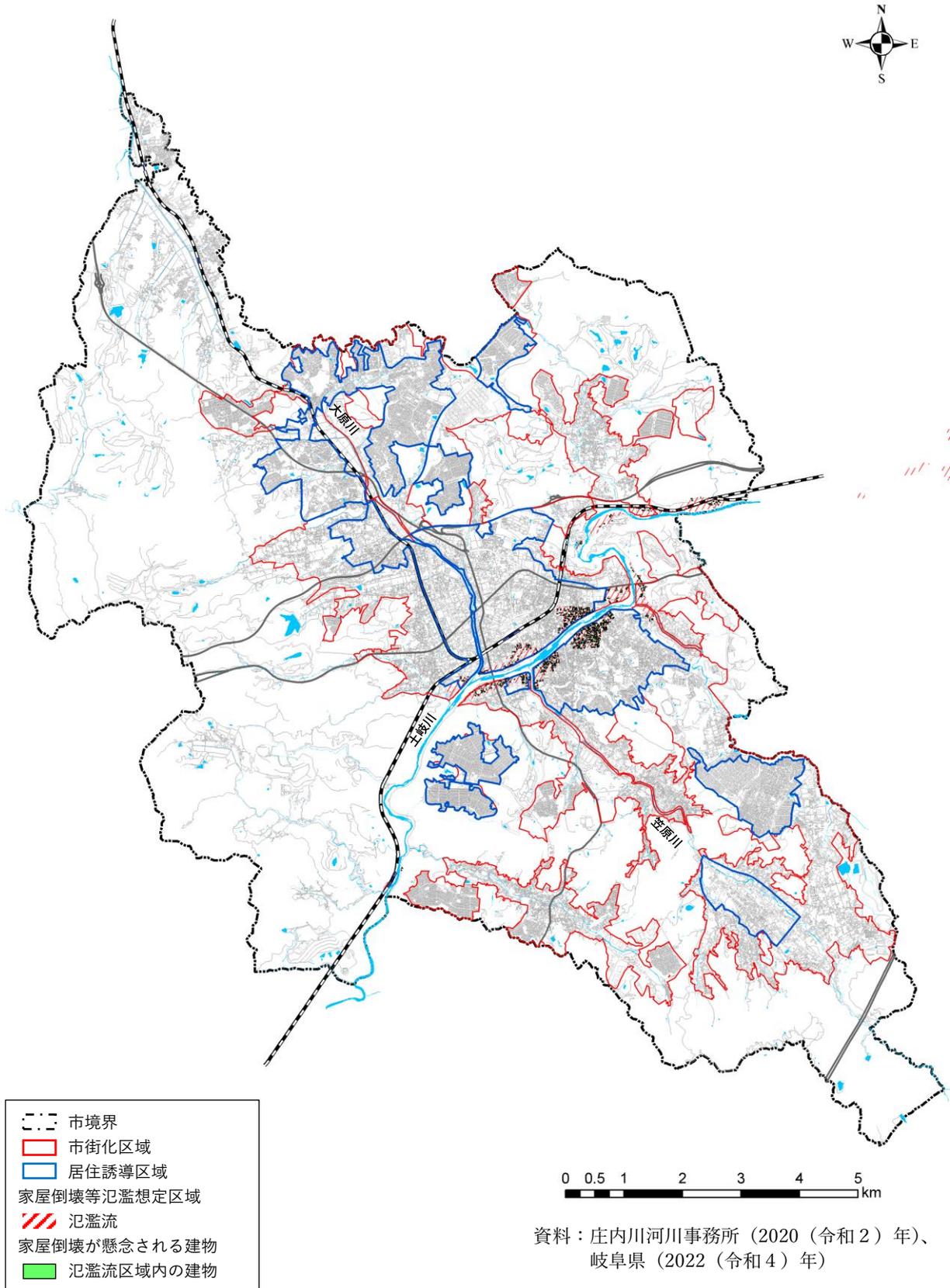
■多治見駅周辺の状況



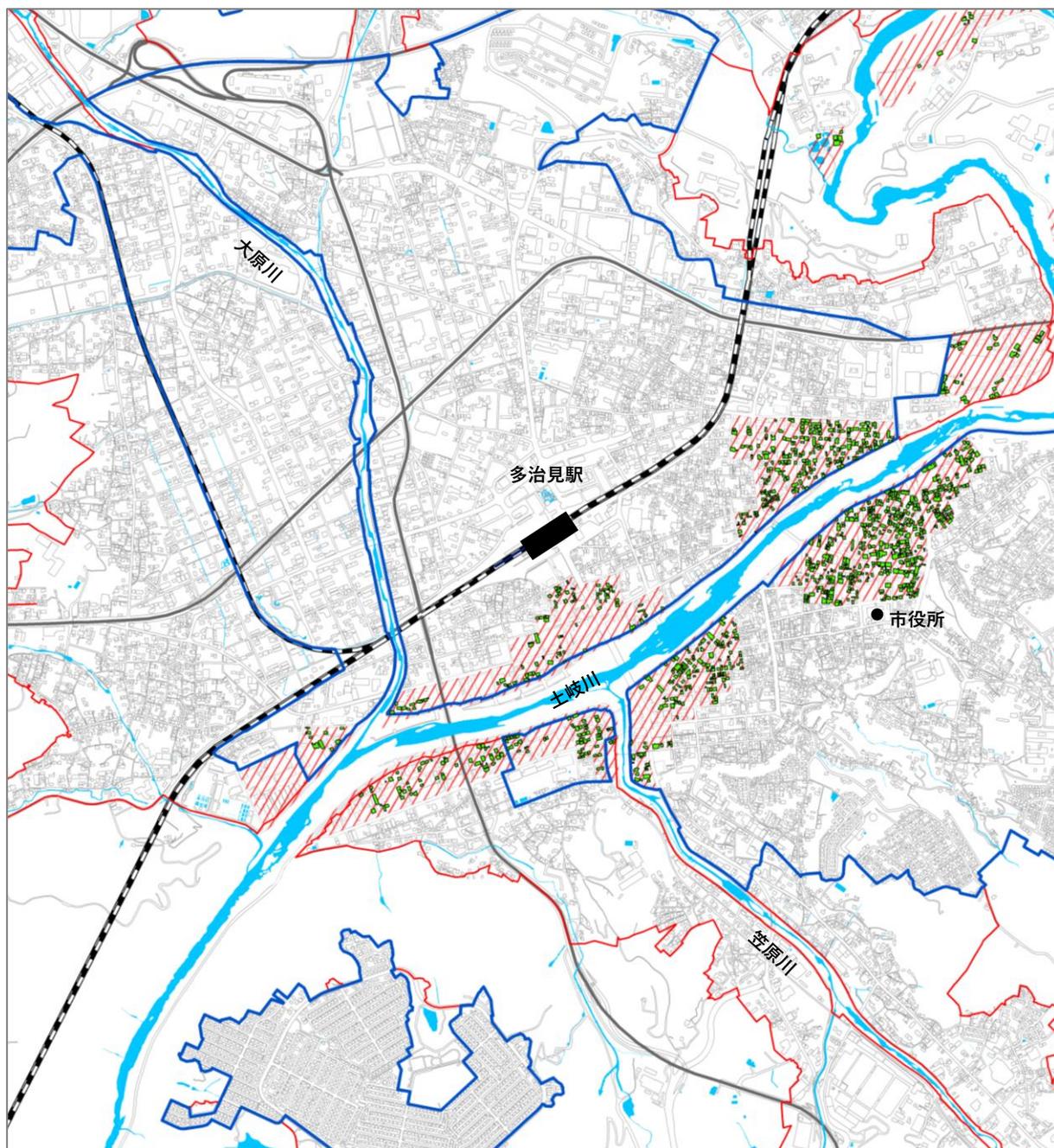
- 市境界
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 河岸浸食
- 家屋倒壊が懸念される建物
- 河岸浸食区域内の建物

水害 ⑨木造建物の倒壊の危険性（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）（L2）×木造建物）

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の区域には、27,941 件の建物が立地しています。
- ・居住誘導区域内の状況を見ると、多治見駅周辺地区の土岐川沿いにのみ分布しています。



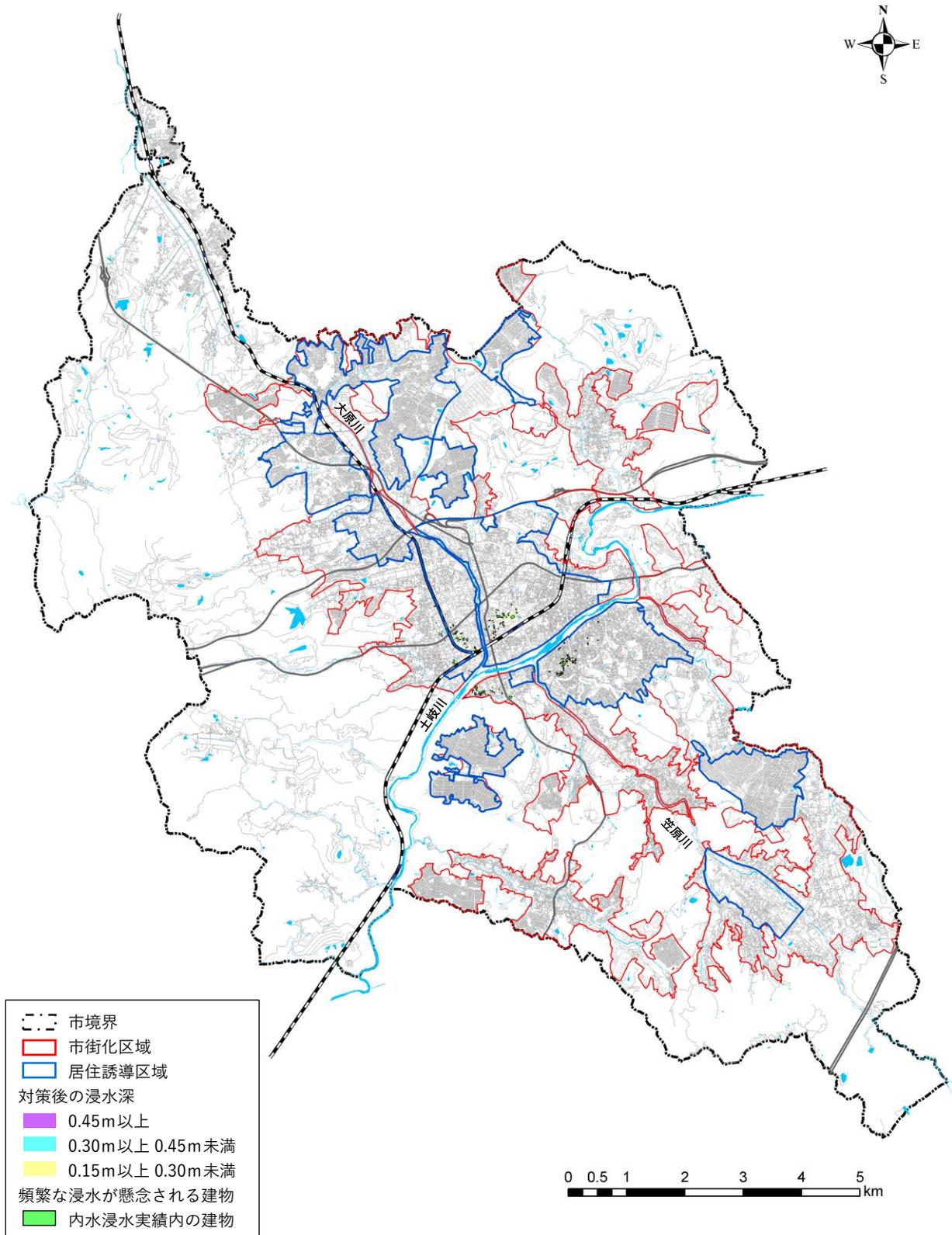
■多治見駅周辺の状況



- 市境界
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 氾濫流
- 家屋倒壊が懸念される建物
- 氾濫流区域内の建物

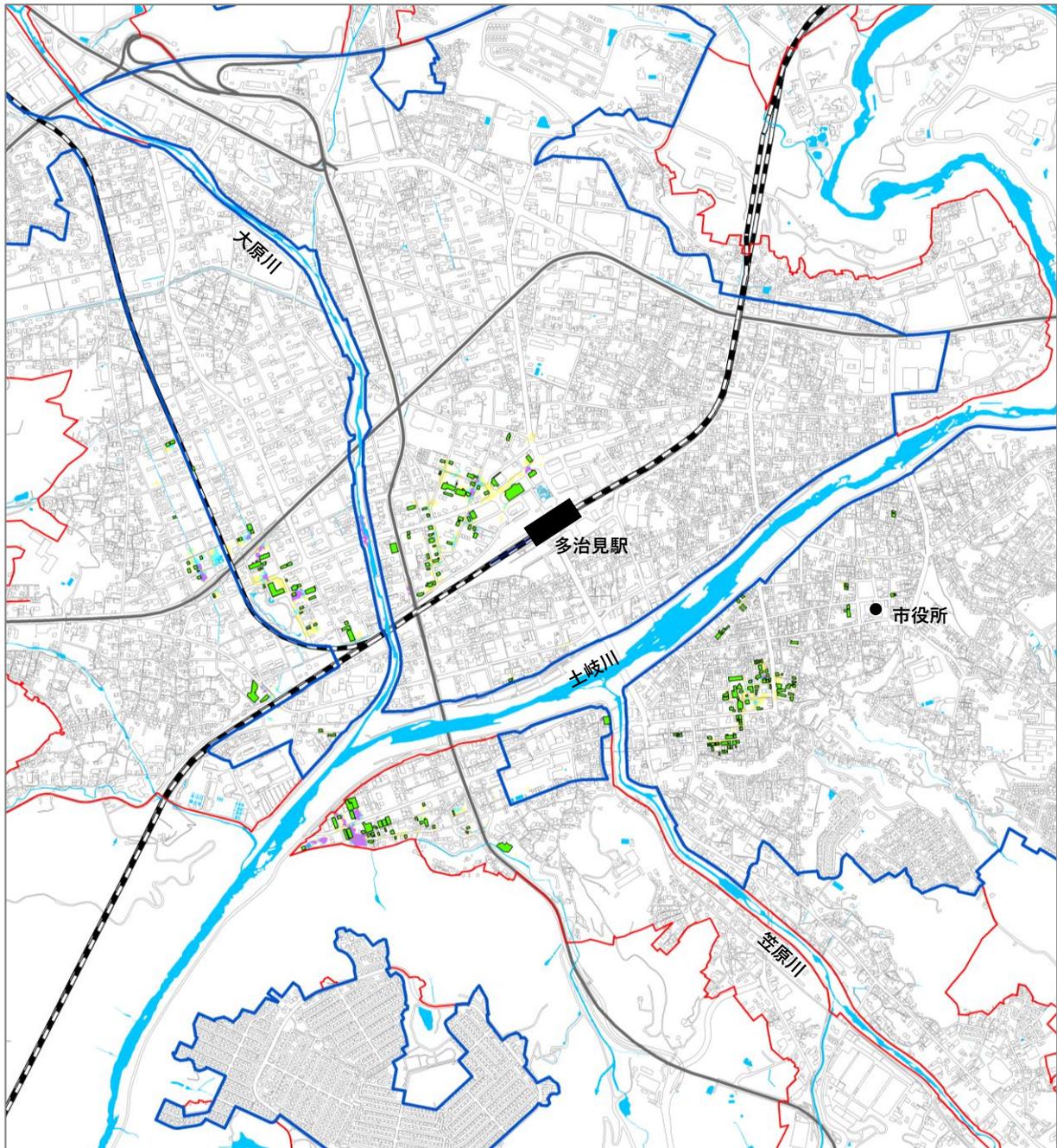
水害 ⑩内水浸水実績区域にかかる家屋の有無（内水浸水実績×建物分布）

・過去の浸水実績区域（対策後）には、296件の建物が立地しています。



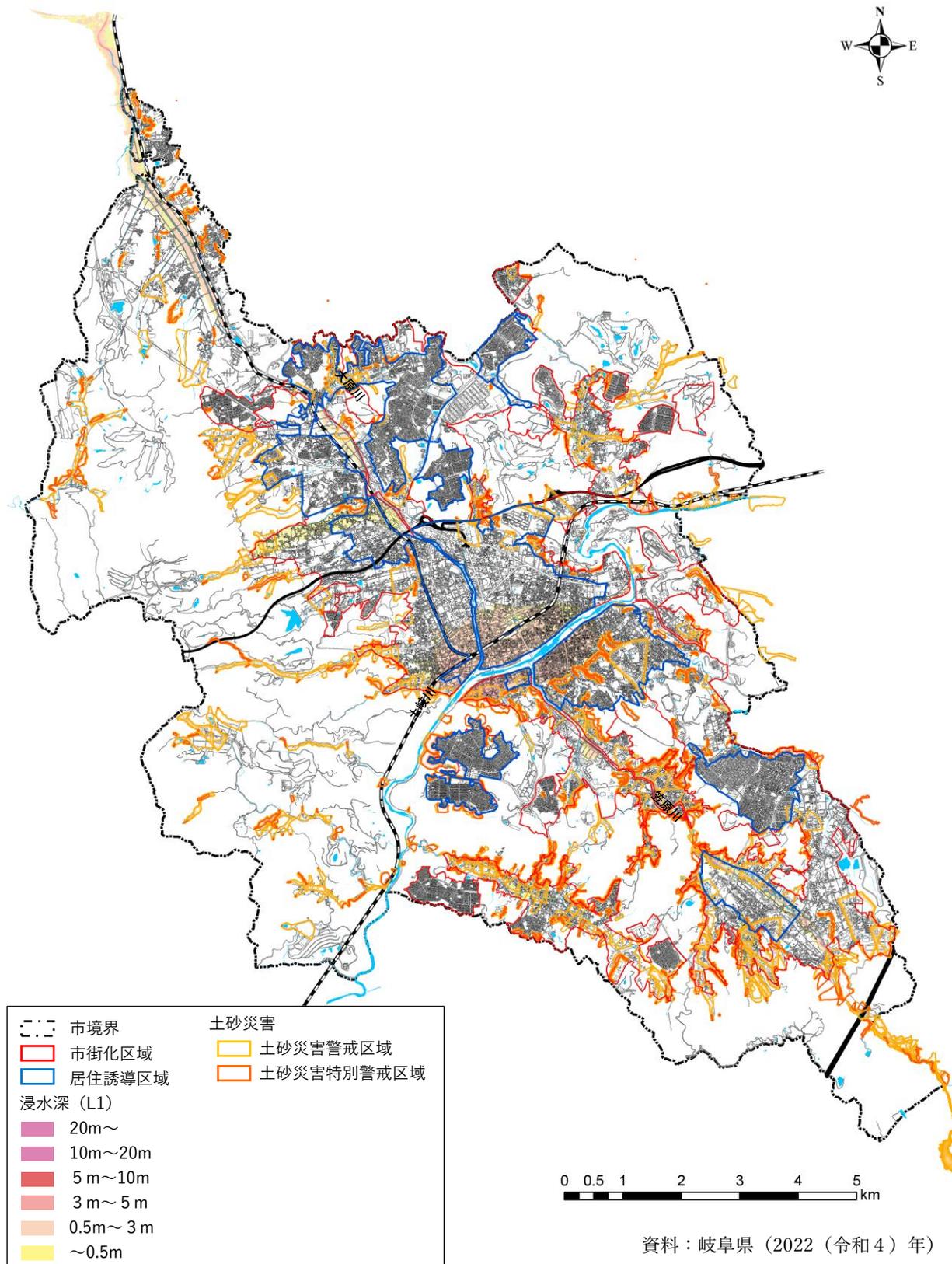
資料：2018（平成30）年度浸水対策事業事後評価業務委託報告書

■多治見駅周辺の状況

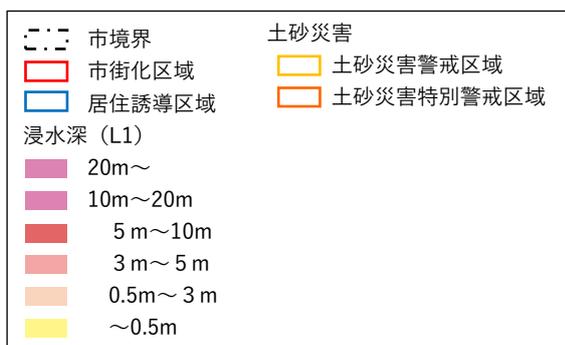
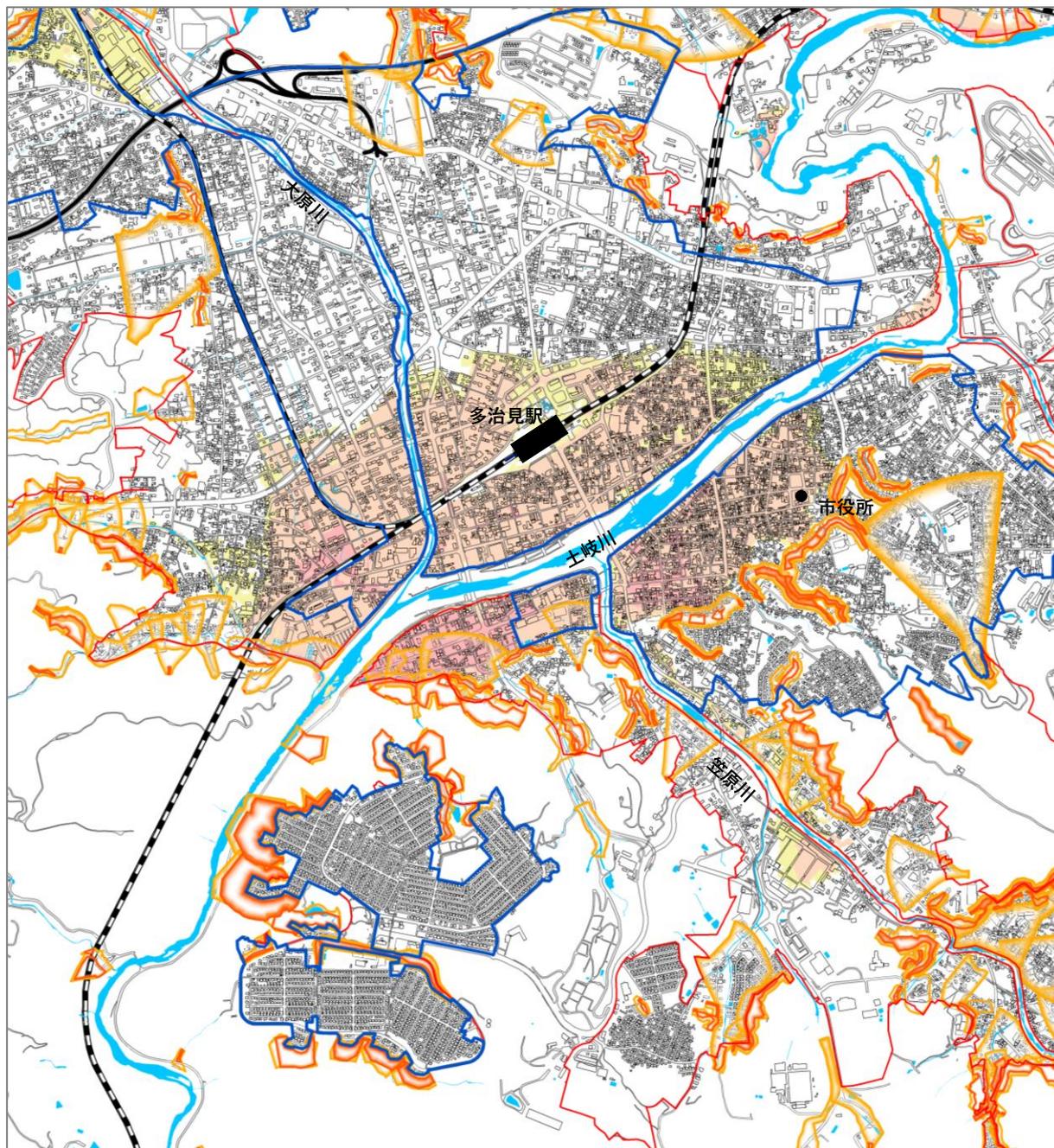


複合 ⑪複合災害の可能性（洪水浸水深（L1）×土砂災害）

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定され、かつ、洪水による浸水が想定される区域は、複合災害が発生するおそれがあります。
- ・複合災害の発生が懸念されるエリアは市内に何カ所かありますが、居住誘導区域内では多治見駅周辺地区及び笠原地区となっています。浸水深は5mが最大値となっています。



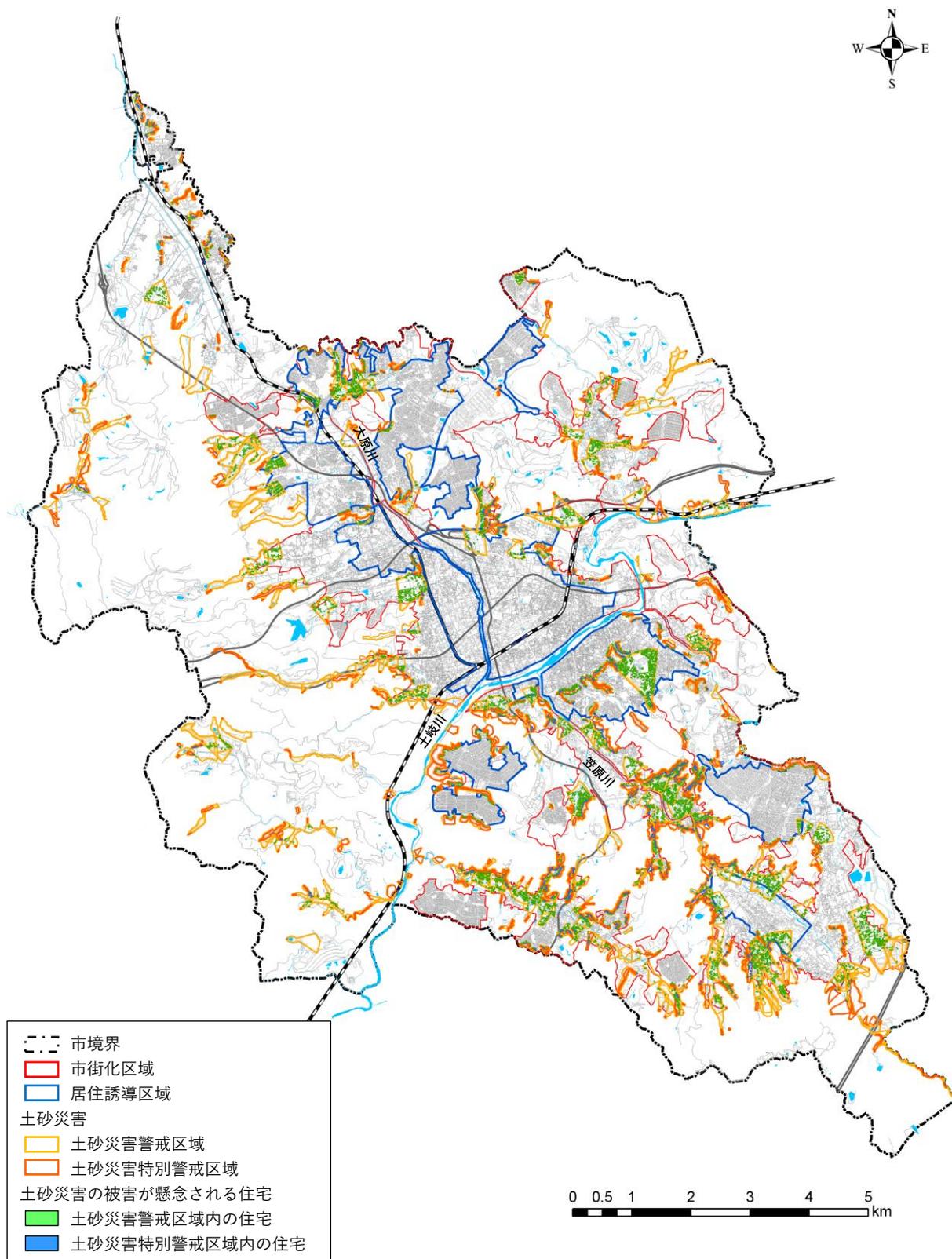
■多治見駅周辺の状況



(3) 土砂災害リスクの分析結果

土砂 ⑫土砂災害警戒区域等にかかる家屋の有無（土砂災害×住宅）

- ・居住誘導区域と近接する土砂災害警戒区域（イエローゾーン）には、2,074 件の住宅が立地しています。土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）には、177 件の住宅が立地しています。

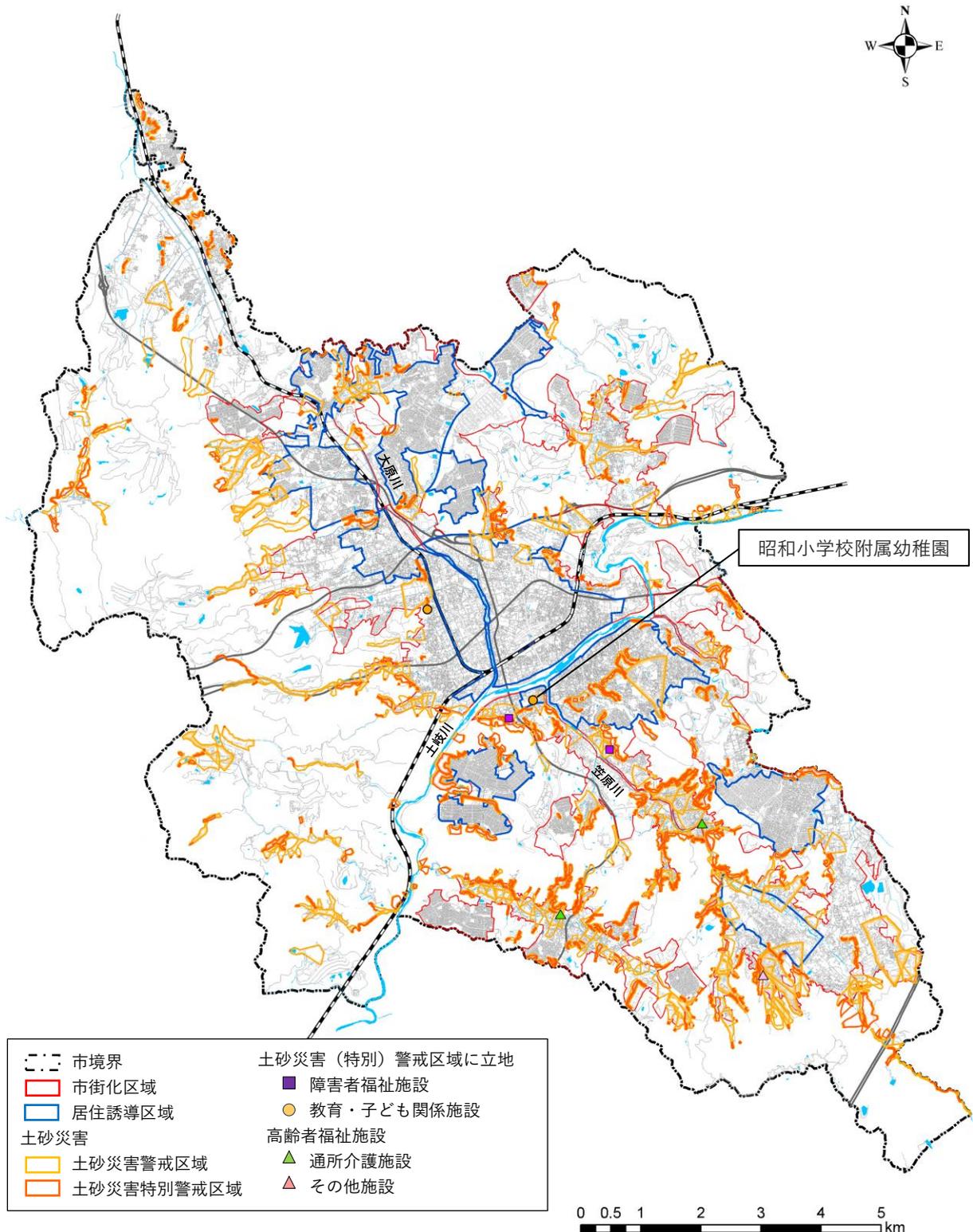


資料：岐阜県（2022（令和4）年）

土砂

⑬土砂災害警戒区域等にかかる要配慮者利用施設の有無（土砂災害×要配慮者利用施設）

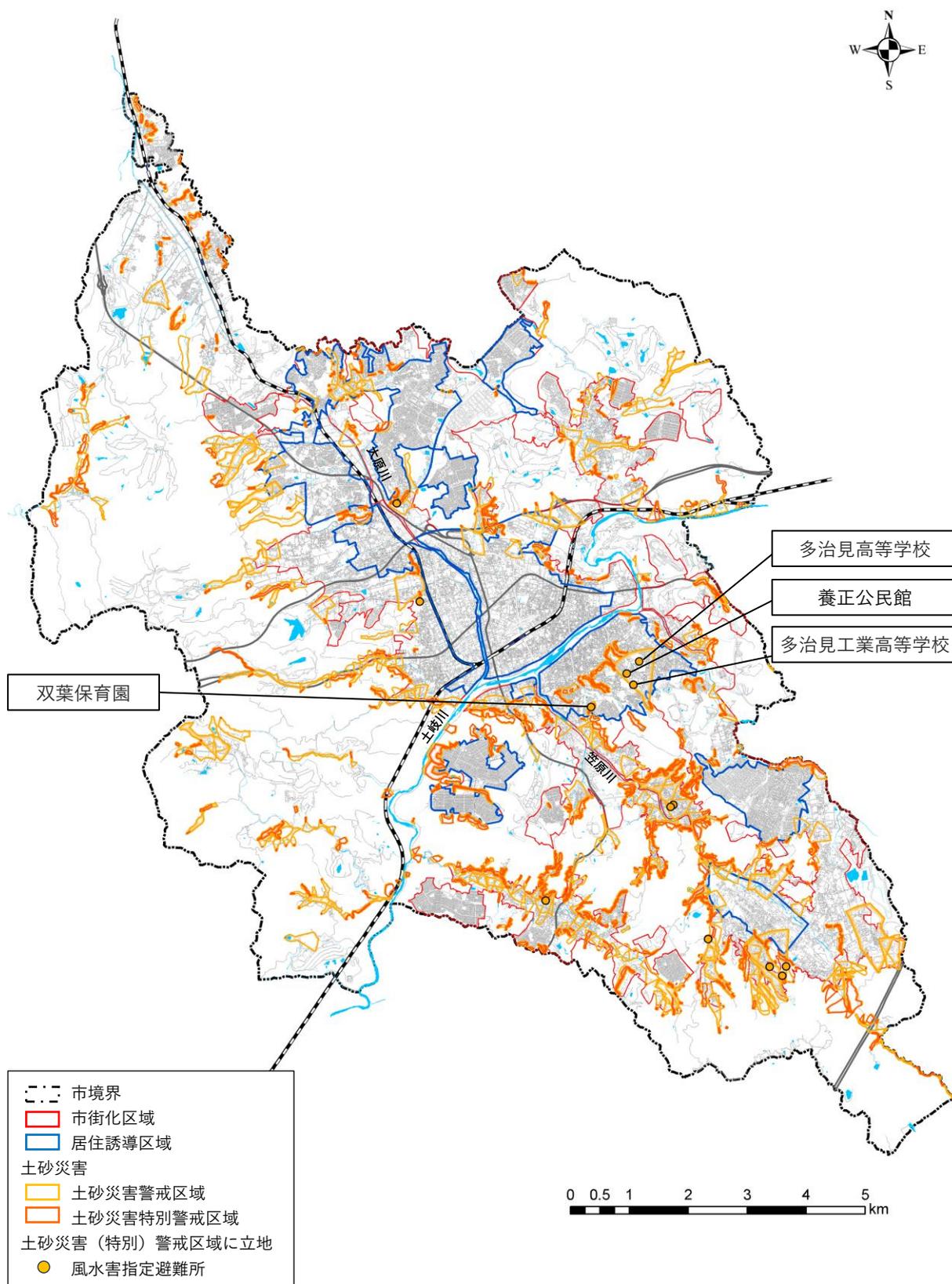
- ・居住誘導区域と近接する土砂災害警戒区域（イエローゾーン）には、教育・子ども関係施設が1件立地していますが、医療施設・高齢者福祉施設・障害者福祉施設は立地していません。土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）には、要配慮者利用施設は立地していません。



資料：岐阜県（2022（令和4）年）

土砂 ⑭土砂災害警戒区域等にかかる防災施設の有無（土砂災害×防災施設）

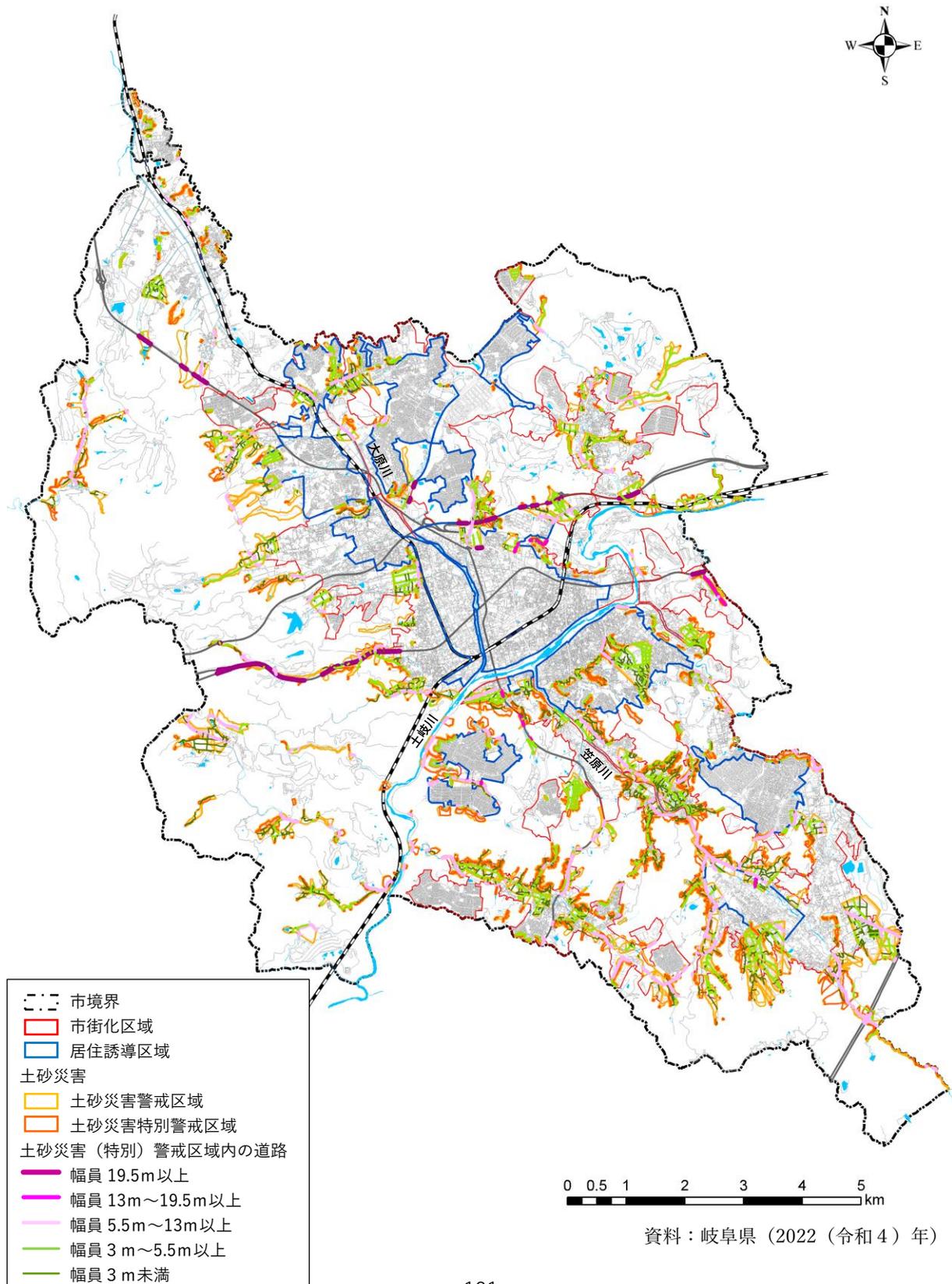
- ・居住誘導区域と近接する土砂災害警戒区域（イエローゾーン）には、風水害指定避難所が4件立地しています。土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）には、防災施設は立地していません。



資料：岐阜県（2022（令和4）年）

土砂 ⑮土砂災害警戒区域等にかかる道路の有無（土砂災害×道路網）

- ・ 居住誘導区域と近接する土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と重複する道路は、道路幅員が3m未満の道路は合計10.0km、3m～5.5m未満の道路は合計13.6km、5.5m～13m未満の道路は合計3.5km、13m以上の道路は合計0.7kmです。
- ・ 居住誘導区域と近接する土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）と重複する道路は、道路幅員が3m未満の道路は合計0.4km、3m～5.5m未満の道路は合計0.4km、5.5m～13m未満の道路は合計0.2km、13m以上の道路はありません。



4 用語集

あ

空き家・空き地バンク

空き家・空き地の物件情報を公開し購入・賃借を促すことで、空き家等を有効的な利活用及び移住定住を促進するための制度。

多治見市では、2019（平成 31）年 4 月から「多治見市空き家・空き地バンク」を設置している。

※多治見市空き家・空き地バンクの詳細は QR コードからご確認ください。



アクセス

情報に対する操作や交通手段の連絡等の総称。目的地への交通手段（道路網や公共交通等）による接近や利便性のこと。

雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯めたり、地中に浸透処理させたりすることで、下水道や河川に流出する雨水を抑制する施設。

雨水枡

敷地内の雨水をためる場所。雨水枡には浸透式と非浸透式があります。

内環状道路

多治見市において、中心市街地の周囲をまわるように計画された道路。具体的には、国道 248 号バイパス、（都）上山平和線、（仮称）平和太平洋線等により構成される。

か

外水氾濫

河川の堤防から水が溢れ又は破堤して家屋や田畑が浸水すること。

開発許可基準条例

線引きによって、市街化を抑える市街化調整区域に指定された場合であっても、既に一定以上の集落性が認められる地区については、区域を指定して開発許可基準を緩和する制度（市が定めている条例）。

河道掘削

川底を掘り下げて（拡幅して）、洪水時の川の水位を低下させること。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上の土地）で、その崩壊により一定規

模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域。

狭あい道路

幅員が狭く、自動車の通行に支障をきたす道路。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるよう、居住を誘導すべき区域。

区域区分

市街化区域と市街化調整区域の区分のこと。一般にこの区域区分を行うことを「線引き」という。

グリーンインフラ

自然の機能や仕組みを活用したインフラ整備や社会のあり方。昨今、海外を中心に取組が進められ、我が国でもその概念が導入されつつあるほか、国際的にも関係する様々な議論が見られる。

グレーチング

側溝などの上にかぶせてある格子状の蓋のこと。

公共施設適正配置計画

公共施設のあり方を様々な視点から評価・検証し、施設ごとの具体的な取組み方法や内容、スケジュールなどを検討した結果をまとめた計画。

洪水浸水継続時間

水防法施行規則第 2 条第 3 項に基づき、想定最大規模降雨における洪水時等に避難が困難となる一定の浸水深（50cm）を上回る時間の目安として示しており、長時間（おおむね 24 時間以上）にわたり浸水するおそれのある場合に示す時間。

洪水浸水想定区域（計画規模）

水防法第 14 条第 1 項の規定により、対象とする河川が河川整備の目標とする降雨によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域。年超過確率 1/100（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/100（1%））の規模の降雨を想定。

洪水浸水想定区域（想定最大規模）

水防法第14条第1項の規定により、対象とする河川が想定最大規模降雨によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域。毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/1,000

（0.1%）程度の降雨量を上回るか、その程度の降雨量を想定。

交通結節点

鉄道やバスなど、異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」の役割がある。具体的には、鉄道駅やバスターミナルなど。

国勢調査

統計法に基づき、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする統計調査で、国や市区町村の人口や世帯の状況を調査するもの。

コミュニティバス

比較的少数のきめ細かい地域の公共交通需要に対応するため、従来の路線バスを補う公共交通サービス。本市では「ききょうバス」の愛称で親しまれている。

コンパクトシティ

市街地内の低未利用地の活用による環境保全や既存の都市機能の有効活用による集約的なまちのこと。経済的な効率性の向上等が期待されている。

さ

サービス付高齢者向け住宅

高齢者のための居住で、見守りサービスが付いたバリアフリー構造の賃貸等の住まいのこと。

サイクル&バスライド

自転車とバスの乗り継ぎシステム。都心部への交通手段としてバスが選択利用されることで都心部の交通混雑緩和、自動車事故防止、駐車需要の抑制などに役立つ。

3次医療機関

地域の医療機関相互の機能分担と機能強化を目的とした区分で、3次医療とは、脳卒中、心筋梗塞などの生命が危険な状態にある患者や、集中治療室での治療が必要な小児や未熟児などを対象とした高度、特殊、専門的な医療であり、大学病院や救命救急センターのほか、疾病の種類によって急性期や重篤な患者に対する治療を

行う医療機関のこと。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、積極的に開発・整備を進める区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。

市街地再開発事業

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生開発法に基づき建築物及び建築敷地の整備ならびに公共施設の整備に関する事業ならびにこれに附帯する事業。

地場産業

特定の地域に、その地域の資源や労働力等を背景として古くから発展し、定着している産業。本市においては陶磁器産業。

住宅ストック

市内に建築されている既存の住宅。

住宅セーフティーネット

既存の賃貸住宅や空き家等の有効活用を通じて、「住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など）」が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図ること。

浚渫（しゅんせつ）

水底をさらって、土砂などを取り除くこと。

新エネルギーシステム

中小水力発電、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電などの非化石エネルギーのこと。

新型コロナウイルス感染症

正式には「COVID-19」という。2020（令和2）年に入ってから世界中で感染が拡大し、パンデミックをもたらした。3密（密閉・密集・密接）の回避により、住まい方や働き方等の生活様式に大きな変化をもたらした。

人口集中地区（DID）

人口密度が40人/ha以上の区域が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される市街地の規模を測る指標。

スクリーニング調査

調査対象の条件抽出をするために、本調査に先駆けて行う事前調査のこと。大規模盛土造成地においては、大地震等が発生した場合に滑動崩落等のおそれがある大規模盛土造成地の抽出、抽出した大規模盛土を反映したマップの更新(第一次スクリーニング)や、安全性把握のための調査(第二次スクリーニング)を行っている。

セラミックバレー

陶産地である多治見市、土岐市、瑞浪市、可児市を中心に、焼きものの文化・歴史・産業をあらためて見つめ直し、地域に受け継がれてきたその価値を共有・発信することで地域のブランディングを図り、地域の発展に繋げる取組。

総合計画

総合的かつ計画的に市政を運営するために定める本市の最上位の計画。

多治見市では、2024(令和6)年に「第8次多治見市総合計画」を策定し、「市民が主役!躍動するまち 多治見」を目指すまちの姿として掲げ、政策を進めている。

た

大規模盛土造成地

盛土造成地のうち、①盛土の面積が3,000㎡以上、②盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上に該当するもの。

地域あいのりタクシー

多治見市において2017(平成29)年より開始した制度。利用者の自己負担以外の経緯費を市と自治会(区・町内会)が負担することで、郊外地域において気軽に利用できる移動手段の確保を図っている。

地域内交通

多治見市において、郊外地域(既成市街地・住宅団地)と交通結節点をつなぎ日常生活圏の移動を確保する交通手段。

地域包括ケアシステム

適切なサービスを利用しながら、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活を継続できるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域の仕組み。

地区計画制度

良好な住環境を形成し保全するため、それぞれの地区の特性に応じたまちづくりのルールを

定めた地区単位の計画のこと。土地や建物の所有者等、市民が主役となって話し合いを行い、地区独自のルールを細かく定めるもの。

超高齢社会

総人口に占める高齢者(65歳以上)の割合が21%超の状態。

調整池

短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにも係らず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し、集約することによりこれらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画運用指針

国が、都市政策を進めていく上で都市計画制度の運用に関する原則的な考え方を示したものの。

都市計画区域マスタープラン

正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という。都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域ごとに都道府県が定める都市計画の基本的な方針。

都市計画道路

都市の骨格を形成する基盤施設として都市計画決定された道路。

都市計画マスタープラン

正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といい、略称は「都市マス」といわれる。市が創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めたもの。

多治見市では、2020(令和2)年に「第3次都市計画マスタープラン」を策定し、『人と地域のつながりが生み出す、「ネットワーク型コンパクトシティの実現」~共につくる。まるごと元気!多治見~』をまちづくりの理念として掲げ、まちづくりを進めている。

都市のスポンジ化

都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域。

徒歩圏の人口カバー率

ある地点から歩いて行ける範囲（半径 800m の区域）に居住する市民の割合。

な

内水氾濫

堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できずに引き起こされる氾濫。

2次医療機関

入院を要する救急医療を担う医療機関であり、3次医療機関以外のものであって、都道府県が作成する医療計画に基づき整備を進めるもの。

認定長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定された長期にわたり良好な状態で仕様するための措置が講じられた優良な住宅。

ネットワーク型コンパクトシティ

中心地域と郊外地域に拠点を設け、各拠点に住居や都市機能を集約させるとともに、拠点間やその他の地域をバスなどの公共交通で結ぶまちな形態。

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、都道府県知事が指定する地域。

は

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

バスロケーションシステム

GPS等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに情報提供するシステム。

バリアフリー

障がいのある方にとって障壁（バリア）となる段差をなくしたり、手すりやロープ、点字ブロックの設置等を進め、だれでも快適に暮らせる建物づくり、まちづくりを行うこと。また、段差など物理的な障壁のほか、心理的、制度的な障壁も含めた全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

ヒートアイランド現象

都市部が周辺域より高い温度になっている現象で、等温線を結ぶと島状になる。放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどが要因とされ、風の弱い晴れた夜に顕著になる。

風水害指定避難所

避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。

風水害指定緊急避難所

洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設。

風致地区

都市の風致を維持するため定める地区。建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採などについて市の条例で規制されている。

保安林

災害の防止、公衆の保健、風致の保全その他公共の目的を達成するために、森林法に基づき指定された森林。

防災拠点

地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる施設。

ま

まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画。

や

誘導施設

居住者の共同の福祉や利便の向上を図る医療施設や高齢者福祉施設、子育て支援施設、教育施設、文化施設、商業施設、行政施設などのこと。

用途地域

都市計画法・建築基準法によって定められている用途地域の区分により、土地利用を計画的に誘導していく制度。

ら

リーマンショック

国際的な金融危機の引き金となったリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などのこと。

リノベーション

既存の建物や市街地に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。